

## 1. 介護報酬告示額

## ①(1)通常規模型 通所介護 基本料金(利用1回につき)

基本サービス費 区分	要介護度	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
3時間以上4時間未満	要介護1	368単位	10.9円	4,011円	402円	803円	1,204円
	要介護2	421単位		4,588円	459円	918円	1,377円
	要介護3	477単位		5,199円	520円	1,040円	1,560円
	要介護4	530単位		5,777円	578円	1,156円	1,734円
	要介護5	585単位		6,376円	638円	1,276円	1,913円
4時間以上5時間未満	要介護1	386単位		4,207円	421円	842円	1,263円
	要介護2	442単位		4,817円	482円	964円	1,446円
	要介護3	500単位		5,450円	545円	1,090円	1,635円
	要介護4	557単位		6,071円	608円	1,215円	1,822円
	要介護5	614単位		6,692円	670円	1,339円	2,008円
5時間以上6時間未満	要介護1	567単位		6,180円	618円	1,236円	1,854円
	要介護2	670単位		7,303円	731円	1,461円	2,191円
	要介護3	773単位		8,425円	843円	1,685円	2,528円
	要介護4	876単位		9,548円	955円	1,910円	2,865円
	要介護5	979単位		10,671円	1,068円	2,135円	3,202円
6時間以上7時間未満	要介護1	581単位		6,332円	634円	1,267円	1,900円
	要介護2	686単位		7,477円	748円	1,496円	2,244円
	要介護3	792単位		8,632円	864円	1,727円	2,590円
	要介護4	897単位		9,777円	978円	1,956円	2,934円
	要介護5	1,003単位		10,932円	1,094円	2,187円	3,280円
7時間以上8時間未満	要介護1	655単位	7,139円	714円	1,428円	2,142円	
	要介護2	773単位	8,425円	843円	1,685円	2,528円	
	要介護3	896単位	9,766円	977円	1,954円	2,930円	
	要介護4	1,018単位	11,096円	1,110円	2,220円	3,329円	
	要介護5	1,142単位	12,447円	1,245円	2,490円	3,735円	

## ②通所介護 加算及び減算料金

サービス内容	チェック	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
入浴介助加算(Ⅰ)	■	1日につき 40単位	10.9円	436円	44円	88円	131円
入浴介助加算(Ⅱ)	■	1日につき 55単位		599円	60円	120円	180円
中重度ケア体制加算	■	1日につき 45単位		490円	49円	98円	147円
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	■	1日につき 56単位		610円	61円	122円	183円
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	□	1日につき 85単位		926円	93円	186円	278円
認知症加算	□	1日につき 60単位		654円	66円	131円	197円
若年性認知症利用者受入加算	□	1日につき 60単位		654円	66円	131円	197円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	■	1回につき 22単位		239円	24円	48円	72円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	□	1回につき 18単位		196円	20円	40円	59円
送迎減算	■	片道につき -47単位		-513円	-51円	-102円	-153円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	■	1月につき 所定単位数 の59/1000		所定単位数により変動します			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	■	1月につき 所定単位数 の12/1000		所定単位数により変動します			

③介護予防・日常生活支援総合事業 基本料金(利用1月につき)

基本サービス費 区分	要介護度	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
通所型サービス	■ 事業対象者・要支援1(週1回程度)	1,672単位	10.9円	18,224円	1,823円	3,645円	5,468円
	■ 事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,428単位		37,365円	3,737円	7,473円	11,210円

④介護予防・日常生活支援総合事業 加算及び減算料金

サービス内容	チェック	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
運動器機能向上加算	■	1月につき 225単位	10.9円	2,452円	246円	491円	736円
若年性認知症利用者受入加算	□	1月につき 240単位		2,616円	262円	524円	785円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)1(週1回程度の利用)	■	1月につき 88単位		959円	96円	192円	288円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)2(週2回程度の利用)	■	1月につき 176単位		1,918円	192円	384円	576円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1(週1回程度の利用)	□	1月につき 72単位		784円	79円	157円	236円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2(週2回程度の利用)	□	1月につき 144単位		1,569円	157円	314円	471円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	■	1月につき 所定単位数の59/1000		所定単位数により変動します			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	■	1月につき 所定単位数の12/1000		所定単位数により変動します			

⑤通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業の加算及び減算料金の内容説明

○入浴介助加算(Ⅰ)及び(Ⅱ) ※総合事業は除く 看護職員、介護職員が、入浴中に観察を含む介助を行う場合に、1日につき所定の単位数を加算します。また、身体の状態や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成した場合。
○中重度ケア体制加算 ※総合事業は除く 利用延人数のうち要介護3以上の利用者の割合が30%以上で、看護職員を1名以上配置し、基準人員よりも常勤換算で2名以上の介護職員又は看護職員を配置した場合に、全利用者を対象に1日につき所定の単位数を加算します。
○個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及び(Ⅰ)ロ ※総合事業は除く 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が共同で計画書を作成し、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画書を作成し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で利用者居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、記録するとともに訓練内容の見直しを行っている場合に、1日につき所定の単位数を加算します。※ロは、イに加えて専従で1名以上配置すること。
○運動機能向上加算 看護職員、介護職員が共同して利用者の運動器機能向上に係る個別の計画を作成、これに基づく適切なサービスの実施、評価、計画の見直し等を行った場合に、1月につき所定単位数を加算します。
○認知症加算 ※総合事業は除く 下記①～③の項目に適用され、かつ認知症高齢者自立度Ⅲ以上の利用者を対象に、認知症の症状の緩和に資するケアを計画的に実践するプログラムを作成した場合に、1日につき所定の単位数を加算します。 ① 人員基準の職員に加え、介護職員又は看護職員を(暦月)常勤換算方法で2以上確保する場合。 ② 前年度又は算定月前3月間の利用者総数(利用者実数または利用延人数。要支援は除く)のうち認知症高齢者自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が20%以上の場合。 ③ 通所介護を行う時間帯を通じて、認知症実践指導者研修等の修了者1名以上配置する場合。
○若年性認知症利用者受入加算 若年性認知症利用者に対してサービスを行った場合、 (通所介護) □ 1日につき所定単位数を加算します。 (総合事業) □ 1月につき所定単位数を加算します。
○サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※通所介護と総合事業で加算の単位数が異なります 事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が70%以上になる場合に、1回につき所定単位数を加算します。
○サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※通所介護と総合事業で加算の単位数が異なります 事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が50%以上になる場合に、1回につき所定単位数を加算します。
○送迎減算 ※総合事業は除く 通所介護事業所に、利用者自身、もしくは家族による送迎で通う場合に、片道につき所定の単位数を減算をします。

○介護職員処遇改善加算(I)
別途所定単位数の合計に、 <b>59/1000(5.9%)の単位数を、1月につき</b> 加算します。 (計算方法):「1月あたりの総単位数」× 5.9% ※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。 また、各種の加算及び減算に当該加算は含まれません。
○介護職員等特定処遇改善加算(I)
別途所定単位数の合計に、 <b>12/1000(1.2%)の単位数を、1月につき</b> 加算します。 (計算方法):「1月あたりの総単位数」× 1.2% ※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。 また、各種の加算及び減算に当該加算は含まれません。

※新型コロナウイルス感染症への特例的な対応の評価として、令和3年9月30日分まで基本報酬単位の1/1000を上乗せします。

### ⑨利用料金の計算方法(共通)

\* 加算は利用者によって異なります。

サービス料金総額={基本サービス費の単位+他該当する各種加算及び減算}×地域単価(10.9円)

※1月あたり、介護職員処遇改善加算(I)(5.9%)並びに介護職員等特定処遇改善加算(I)(1.2%)が加わります。

利用者負担額はサービス料金総額の1割または2割、もしくは3割となります。

※留意事項 介護保険被保険者証で、給付制限の項目に記載がある場合、利用負担額の割合が3割または、全額を支払いいただくことがあります。

## 2. 介護保険の給付対象とならないサービス

### ①日常生活にかかる費用及びレクリエーション参加費

サービス内容	チェック	単位	金額
食事代	<input checked="" type="checkbox"/>	1食につき	500円
おやつ代	<input checked="" type="checkbox"/>	1食につき	110円
レクリエーション・行事参加費	<input type="checkbox"/>	1回につき	実費
おむつ代	<input checked="" type="checkbox"/>	1枚につき	実費
その他	<input type="checkbox"/>		実費

(税込:税率10%)

※紙おむつ等は、持参を基本としています。  
※利用者の事情により必要となる日用品や嗜好品等の実費については、利用者の負担となります。

### ②その他費用

サービス内容	チェック	単位	金額
領収証明書発行費用	<input checked="" type="checkbox"/>	1通につき	1,100円

(税込:税率10%)

領収書の再発行できません。但し、サービス利用の支払いに使用する領収書紛失等の理由により、利用者又は利用者代理人から領収証明書の発行依頼をいただいた場合には、領収証明書を発行します。なお、発行に際しては、文書料として、一通につき金1,080円(税込)を申し受けます。

令和3年4月1日 改訂